

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長

様

長野県行政書士会会長

長野県環境部長

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行
及びそれに伴う逐条解説及び質疑応答集の改定について（通知）

貴会におかれましては、日頃から当県の廃棄物行政に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。

このたび、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正により「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」が定義されたことに伴い、下記のとおり廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）の一部を改正するとともに、下記 2 の逐条解説及び質疑応答集を別添新旧対照表のとおり改定しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、改正後の条例施行規則等については、長野県ホームページに掲載しています。

記

1 条例施行規則の一部改正の概要

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の規定に基づく事業計画協議に係る提出書類等の様式中に「水銀用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」の文言を追加

改正後の条例施行規則（全文）

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/shikokisoku/index.html>)

2 上記 1 の施行に伴い改定したもの

(1) 逐条解説（改定版）（平成 29 年 12 月 14 日長野県環境部資源循環推進課）

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/2912chikujo.pdf>)

(2) 質疑応答集（改定版）（平成 29 年 12 月 14 日長野県環境部資源循環推進課）

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/haikibutsu/jore/documents/2912jorei-qa.pdf>)

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係 （課長）丸山良雄 （担当）萩原大輔
電 話	026-235-7164
ファクシミリ	026-235-7259
電子メール	haikishinsa@pref.nagano.lg.jp